

忠類診療所

第2期 指定管理者公募要項



地域に寄り添う診療所

幕別町忠類地区にある唯一の診療所として、患者さんや地域住民に一番身近な医療であること。住み慣れた地域で自分らしい生活ができるように地域包括ケアシステムの基盤となる診療所を目指します。

令和7年8月

幕別町忠類総合支所保健福祉課

問合せ先：TEL01558-8-2910 / FAX 01558-8-3910

電子メール hokenfukushika@town.makubetsu.lg.jp

◆目次

A	指定管理者導入の趣旨	1
B	幕別町の概要	1
1	幕別町の位置	1
2	忠類地域の概要	1
C	忠類診療所の概要	2
1	忠類診療所の歴史	2
2	忠類診療所の施設概要	2
D	公募の概要	3
1	指定期間	3
2	指定管理者の公募及び選定の方式	3
3	指定管理者候補者の公表及び選定結果の通知	3
4	仮協定の締結	3
5	協定の締結	3
E	指定管理者が行う業務の範囲・管理運営の基準	4
1	指定管理者が行う業務の範囲と町が行う業務の範囲	4
2	管理運営の基準	6
F	経費に関する事項	9
1	経費に関する事項	9
2	指定管理者と町のリスク分担	11
3	賠償責任と保険の加入	12
4	その他	12
G	公募に関する事項	13
1	指定管理者導入スケジュール	13
2	公募手続	13
H	応募に関する事項	15
1	応募資格	15
2	応募書類	16
3	応募に当たっての留意事項	17
I	選定及び審査に関する事項	18
1	応募資格の審査	18
2	選定方法	18
3	選定基準・審査項目及び配点	19
J	協定に関する事項	20

1	基本的な考え方	20
2	協定の内容	20
3	協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	20
K	指定後の事業計画書・報告書の作成	20
1	事業計画書の作成	20
2	事業報告書の作成	21
3	モニタリング	21
4	監査等への協力	21
5	指定期間終了後の引継業務	21
L	留意事項	21
1	事業の継続が困難となった場合の措置	21
M	資料	23
1	位置図	23
2	忠類診療所 平面図	24
3	診療所併設増築和室	25
4	忠類診療所 外観図	26
5	忠類診療所備品一覧	27
6	忠類診療所経年受診者数・決算・人口など	34
7	幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例	36
8	幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例施行規則	38
9	幕別町忠類診療所及び忠類歯科診療所手数料規則	39
10	幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例	41
11	幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則	44
12	幕別町情報公開条例	47
13	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 抜粋	53
14	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） 抜粋	54
N	様式	55

幕別町忠類診療所指定管理者公募要項

A 指定管理者導入の趣旨

平成 15 年 6 月に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法律」という。）が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を目指すため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができる制度です。

幕別町では、忠類診療所の設置目的を効果的、効率的に達成するため、次のとおり管理運営をする指定管理者を公募します。

B 幕別町の概要

1 幕別町の位置

ア 幕別町は十勝平野の中央部よりやや南部に位置し、北及び北東は十勝川の流れを境として音更町と池田町に、東は豊頃町、西は帯広市、南は更別村と大樹町に接する人口約 2 万 5 千人の町です。

イ 幕別町へのアクセス（いずれも自動車による）

- ① 札幌南 I C～芽室帯広 I C～幕別町役場
⇒ 約 2 時間 40 分、約 200 k m
- ② 札幌南 I C～忠類 I C～忠類診療所
⇒ 約 2 時間 50 分、約 220 k m
- ③ 帯広駅～忠類診療所 ⇒ 約 50 分、約 50 k m
- ④ 幕別町役場～忠類診療所 ⇒ 約 40 分、約 40 k m

2 忠類地域の概要

ア 平成 18 年（2006 年）2 月 6 日、忠類村と幕別町が合併し、東西 20 k m・南北 47 k m、面積 477.64 k m²の新しい幕別町が誕生しました。

イ 忠類地域の基幹産業は農業であり、主体は酪農ですが、ゆり根も多く生産されており地域の特産品となっています。



ウ 忠類地域には、ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、白銀台スキー場、ナウマン公園キャンプ場など、多くの観光施設が集約されており、幕別町の南玄関となっています。



C 忠類診療所の概要

1 忠類診療所の歴史

忠類診療所は、旧忠類村時代、村唯一の無床診療所として昭和 58 年 9 月に設置され、その後、平成 6 年に現在の建物へと建替えを行っています。平成 18 年 2 月には幕別町と忠類村が合併して幕別町立の診療所となり、令和 5 年 2 月 28 日には北海道から「へき地診療所」の指定を受けています。令和 6 年 4 月 1 日から指定管理者制度にて 2 年間の契約で、指定管理者が診療所の運営を行っています。

2 忠類診療所の施設概要

施設の名称 忠類診療所（へき地診療所）

所在地 北海道幕別町忠類幸町 11 番地の 1（P 23「1 位置図」参照）

施設・設備の概要

- ① 建築年月：平成 6 年 9 月
- ② 敷地面積：2,088 m²
- ③ 建築面積：380.15 m²

- ④ 建築構造：鉄筋コンクリート造
- ⑤ 主要施設：診察室、処置室、レントゲン室他（P24「2 忠類診療所 平面図」参照）
- ⑥ 主要設備：電気・給排水・冷房設備

備 品 備品一覧によります。（P27「5 忠類診療所備品一覧」参照）

そ の 他 忠類診療所の併設された増築和室部分も使用可能です。（P25）

D 公募の概要

1 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を基本としますが、協議に応じますのでご相談ください。

2 指定管理者の公募及び選定の方式

指定管理者の公募及び選定の方式は、公募型プロポーザル方式を採用し、幕別町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提出された書類にプレゼンテーションを加味して審査を行い、選定結果に基づいて優先交渉権者を選定します。

3 指定管理者候補者の公表及び選定結果の通知

選定された優先交渉権者と細目協議を行い、協議が成立した場合に指定管理者候補者とします。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、町ホームページへの掲載で公表します。

4 仮協定の締結

優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、指定管理者候補者として仮協定を締結します。

ただし、優先交渉権者と協議が成立しない場合は、選定結果の第2順位以降の優先交渉権者と仮協定を締結するまで順次協議を行います。

5 協定の締結

町は、仮協定を締結した指定管理者候補者を議会の議決を経て、指定管理者としての指定を行い、本協定を締結します。

E 指定管理者が行う業務の範囲・管理運営の基準

1 指定管理者が行う業務の範囲と町が行う業務の範囲

(1) 診療の実施に関する業務

① 診療所の管理者の配置

診療所の管理者は、原則常勤とします。ただし、常時連絡がとれる体制を確保する等、管理者の責務を確実に果たすことができる場合は、常勤でなくとも管理者となることができます。

② 医師の配置

管理者以外の医師を配置する場合は、指定管理者の法人内から医師を配置してください。ただし、町との事前協議により指定管理者の法人以外から医師を派遣することが可能です。

③ その他スタッフの配置

ア 診療所の管理運営が適正に行うことができるよう、スタッフの適正配置を図る必要があります。

イ 診療に支障が生じないよう、スタッフの労働環境や勤務体制を整備する必要があります。

④ 診療所の運営

ア 診療の実施（診療録の整備を含む）・処方箋の交付

イ 診療報酬の徴収（診断書作成手数料の徴収も含む）

ウ 医薬材料の適切な管理

エ 医療用具の清潔保持（医療器具の消毒・リネン類の清潔保持）

オ 職員への賃金の支払い・健康管理の実施

カ 適正な広告の実施

キ 医療安全管理体制の整備（安全管理のための指針の制定・職員研修の実施・事故報告制度の設置）

ク 院内感染防止対策の実施

ケ 放射線管理体制の整備と放射線区域の安全管理

コ 医療機器の安全管理体制の整備

サ 光熱費、通信費の負担

シ 施設内の清掃・消毒

ス 検体検査や消毒、清掃等の業務委託

セ 廃棄物の適切な処分

ソ 消火・避難訓練の実施

タ 自動販売機等の取扱い

※ 指定管理者が自動販売機等を設置する場合は、あらかじめ町と協議の上、行政財産の目的外使用許可を受ける必要があります。

チ その他

※ AEDの設置負担は町が行います。

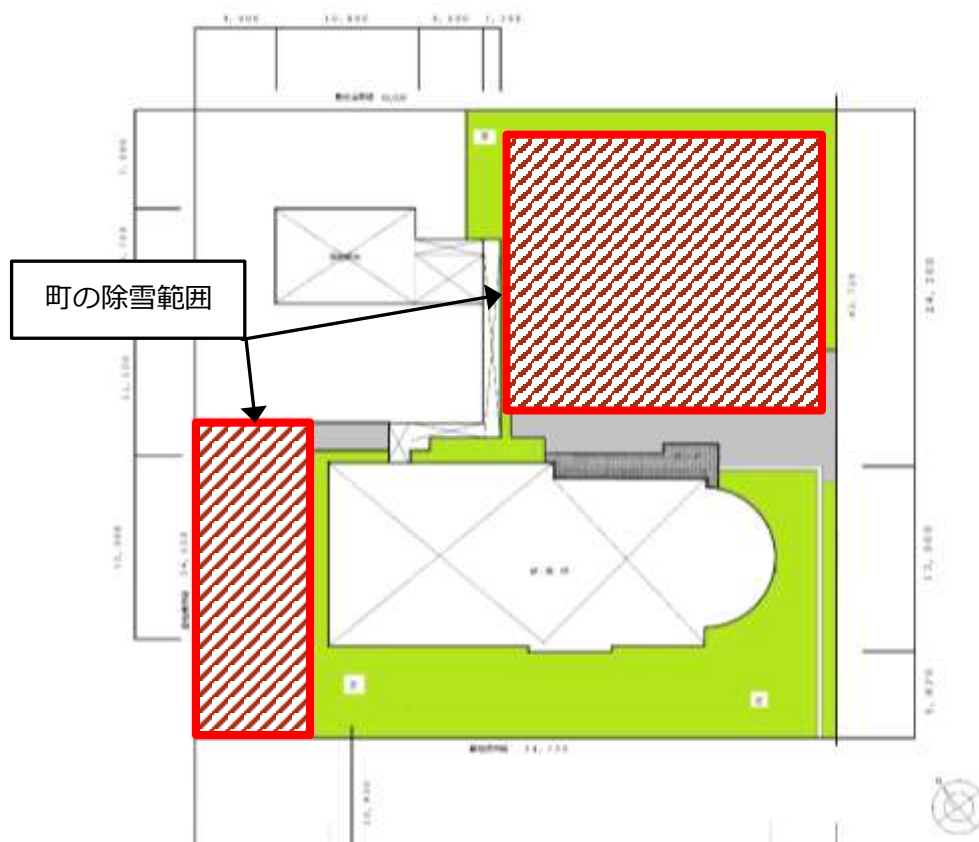
(2) 忠類診療所の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

ア 日常的な機械のメンテナンス管理

イ 軽微な修繕（P10「(3)施設等に係る経費 ② オ」参照）

ウ 敷地の環境整備（ただし、駐車場の除雪は町が実施します。それ以外の玄関、スロープの他、除雪車が入れない区域の除雪、樹木の剪定、除草、日常的な清掃などは指定管理者によります。）

※下記の図の赤枠内が町が除雪する範囲になります。



(3) その他町長が必要とする業務

ア 町が行う事業（P8「(14)町が行う事業への協力」参照）

2 管理運営の基準

(1) 診療科目・診療日及び診療時間

① 診療科目

「内科」または、「総合診療科」を必須とします。ただし、町との事前協議により診療科目を追加・変更することが可能です。

② 診療日・診療時間・休診日

ア 診療は、原則として、月曜日から金曜日までの8時45分から16時30分までとします。

イ 休診日は、土曜日・日曜日、祝日、12月29日～1月3日とします。

ウ 診療時間、診療曜日および休診日は、町長が必要と認めたときは変更することができます。

【参考】現在の診療日・時間・診療科目

診療日	月～金曜日（祝日を除く）
受付時間	午前 08:30～12:00 午後 13:30～16:30
診療時間	午前 09:00～12:30 午後 14:00～17:00
診療科目	内科・小児科 ※消化器内視鏡検査を月1回、午前中に実施

(2) 法令等の遵守

法令並びに幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年条例第27号）（以下「指定管理条例」という。）第9条の規定に基づき締結する協定、幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例（平成17年条例第74号）及びこれらの条例に基づく規則に定める規定に従い、診療所の管理を行わなければなりません。

(3) 施設等の使用

ア 指定管理者は、施設等について無償でこれを使用することができます。

イ 指定管理者は、施設等について善良な管理の注意義務を持って管理にあたってください。

ウ 指定管理者は、施設等に破損が生じた場合は、速やかに修繕を行い、事故の発生を予防し、安全の確保に努めてください。なお、修繕に要する費用はP10「(3)施設等に係る経費 ②オ」によります。

エ 指定管理者は、施設等を管理する上で重大な不具合を生じた場合は、速やかに町に報告するものとします。

オ 指定管理者は、忠類診療所の施設等を当該管理運営業務以外の目的で使用することはできません。ただし、あらかじめ、町の承諾を得た場合又は町から申し出があった場合はこの限

りではありません。

カ 指定管理者は、町の備品のほか、診療の実施に必要な備品を持ち込むことができます。この場合において、あらかじめ町の承認を得てください。

(4)安全管理対策

ア 事故防止に関する安全対策を図ってください。

イ 防災・防犯等に関する危機管理対策を図ってください。

(5)情報公開

指定管理者には、幕別町情報公開条例（平成11年条例第31号）第24条第1項の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日、町と締結する協定において、町から管理運営業務に関する文書の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

事業計画書、事業報告書等の公開など、指定管理者として情報公開が必要な書類等については協定において定めますが、公の施設の管理者として、説明責任を果たす視点から、情報公開に対しては積極的に取り組まなければなりません。

(6)個人情報の保護

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じてください。

(7)関係機関との連携・協力

地域の実情を踏まえて、医療保健関係機関や介護福祉関係機関、保育所・学校等との連携及び協力を図ってください。

(8)労働環境の確保

指定管理者は、現場で働く職員の勤務条件や身分の安定性、安全衛生面等が適切な状態に保たれ、劣悪な環境におかれることなく衛生的で健康的な条件の下で働くことができるよう、労働環境の整備に努めてください。

(9)再委託について

指定管理者は、清掃や検査や修繕等に関する業務を再委託することはできますが、診療行為に係る業務を第三者に委託することはできません。ただし、事前に町の承認を受けた場合に限り、第三者に委託することができます。

(10)文書の管理及び保存

文書取扱いの基準を定め、適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了後に、町の指示に従って、文書を引き渡すこととします。

(11)環境への配慮

指定管理者は、事業活動で発生するごみの削減とリサイクルに積極的に取り組んでください。廃棄に当たり、資源の有効活用や適正処理を図るなど、環境に配慮して業務を実施してください。

(12)苦情・要望等への対応

指定管理者は、利用者から苦情・要望等を受けた場合、適切に対応し、公正かつ迅速な処理を行うとともに、その対応及び処理経過等を記録し、町へ報告してください。

(13)緊急時の対応

① 急病への対応

指定管理者は、一次救急では対応できない場合に備え、近隣の医療機関と連携し、発生時に的確な対応を行ってください。

② 火災事故など緊急時の対応

指定管理者は、緊急時の利用者の避難誘導、安全確保等及び必要な通報についての行動マニュアルを作成し、緊急事態の発生時は的確に対応しなければなりません。

また、警察、消防等に出動要請が必要な緊急事態が発生した場合は、直ちに町に報告するものとします。

さらに、初期消火や利用者の避難誘導に適切に対処できるよう、日頃から職員の訓練、研修を実施してください。

(14)町が行う事業への協力

下記の事業のうち協力可能な業務について、別途委託契約等を行います。

① 診療所内で行う業務

- ア 特定健康診査・後期高齢者健康診査
- イ 消防団健診
- ウ 定期予防接種
- エ 任意予防接種

② 診療所外で行う業務

- ア 乳幼児内科健診
- イ 保育所内科健診
- ウ 就学時健康診断
- エ 小中学校内科健診
- オ 小中学校医としての登録

(15)その他

ア レセプト電子カルテシステムについて

令和7年度から、富士通HOPE LifeMark-TX Hybridタイプを導入しています。このシステムを用いての診療所運営を基本とします。（他システムを導入することが必須の場合は、その導入経費にかかるすべてを指定管理者負担とします。）

イ これまでの診療体制の維持や、地域の状況を踏まえた取組について提案してください。

F 経費に関する事項

1 経費に関する事項

(1)指定管理料

指定管理料（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払うものとし、指定管理者から提出された収支計画書による各年度収支差額を基本額として、年度協定書で定めるものとします。様式5で提出する収支計画書の中に年間の指定管理料の額を記載し、提出してください。

毎年度の指定管理料の額は、事業計画書及び収支計画書の提出時に協議を行い決定します。

指定管理料は、これまでの実績を基にして、年間の医業費用から医業収益を差し引いて算出し、一定の基準額（上限）を設定しています。

各年度30,000,000 円（税抜）を上限とします。

(2)利用料金

ア 忠類診療所においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用するものとし、診療所の利用に係る料金（診療報酬等）は指定管理者の収入として収受するものとします。

イ 診断書等交付に係る手数料は、P 39 「9 幕別町忠類診療所及び忠類歯科診療所手数料規則」に定める料金を指定管理者の収入として収受するものとします。

(3)施設等に係る経費

① 医療機器の更新・購入、維持

ア 耐用年数が経過した医療機器や、診療に必要となる機器やパソコンのシステムソフトについては、町が購入します。

イ 維持のためのランニングコスト（メンテナンス費用、消耗品の購入、通信費、電子証明書取得手数料等）は指定管理者が負担します。

② 施設等の回復及び修繕等

ア 指定管理者の管理上の瑕疵により施設等を破損し、又は滅失した場合の回復又は修繕については、指定管理者の負担とします。

イ 施設等の経年劣化又は第三者の行為で相手が特定できないものは、町と指定管理者が負担について協議します。

ウ 施設の増改築及び設備の新設は、施設の適正な運営管理のため町が必要と認めるものは町の負担とします。

エ 指定管理者が必要とする備品を設置・使用する場合は、あらかじめ町と協議のうえ、指定管理者が購入、所有します。ただし、下記の事項について前年度中に指定管理者が町に申し出を行い、町が必要と認める物については、町が負担します。

a P 27「5 忠類診療所備品一覧」に記載した備品で経年劣化等により買い替えが必要と判断されるもの。

b 適正な指定管理業務を行うため指定管理者が必要とするもの。

オ 修繕は、指定管理料に含まれる修繕費の年間50万円（消費税等を除く。）の範囲内で指定管理者の負担において行うこととします。年間50万円（消費税等を除く。）を超える場合は、その差額を町が負担します。ただし、見積額1件当たりの修繕費が新規購入とほぼ同等の高額な修繕が見込まれる場合は、町と協議を行います。なお、修繕実施後の施設等は町に帰属するものとします。

(4) 保険料の取扱い

ア 忠類診療所の建物災害共済保険については、町が加入します。

イ 医師賠償責任保険等、管理運営上必要と考えられる保険料は指定管理者の負担とします。

(5) 指定管理準備費用の取扱い

令和8年4月から業務を開始するに当たり、必要な機器等の準備については、町との協議によります。

(6) 業務終了時の費用負担

指定期間が終了した場合、期間途中で町が指定を取り消した場合又は期間途中で指定管理者が業務を廃止した場合の撤収費用については、指定管理者の負担とします。

2 指定管理者と町のリスク分担

指定期間内における主なリスクは、次の表の負担区分とし、これ以外のリスク分担については両者協議の上、定めることとします。

主 類		内 容	負担者	
			幕別町	指定管理者
1	物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
2	税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
		上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
3	その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
		上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
4	不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
		不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
5	施設の損壊等による修繕	指定管理者の管理瑕疵による施設・設備の損傷に伴う修繕費用		○
		指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損		○

		傷に伴う修繕費用のうち、年間 50 万円（消費税等を除く。）までの費用		
		指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用のうち、年間 50 万円（消費税等を除く。）を超えた分の費用	○	
6	施設の損壊等による修繕のための事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕に伴う事業の中断等		○
		指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
7	第三者への賠償	医療事故等		○
		指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により損害を与えた場合	○	

3 賠償責任と保険の加入

(1)賠償責任

忠類診療所の管理運営に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理物件を損害し、または滅失したとき、あるいは指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を与え町が損害賠償を行った場合、町が負った賠償は、町が指定管理者に対して請求を行うことができることとなります。

(2)保険の加入

指定管理者は、医療賠償保険に加入しなければなりません。

4 その他

ア 医師住宅（町が民間住宅の借り上げを行います。家賃を指定管理者に一部負担していただきます。

イ 診療所に隣設（南側）して、遠藤調剤薬局があります。

G 公募に関する事項

1 指定管理者導入スケジュール

ア 公募の周知、公募要項の配付	令和7年8月8日（金）
イ 施設説明会	8月23日（土）
ウ 質問の受付期限	9月8日（月）
エ 質問への回答	9月11日（木）
オ 応募書類の提出期限、資格審査	10月7日（火）
カ プレゼンテーション（選定審査）	10月21日（火）
キ 指定管理者候補者の公表及び仮協定の締結	10月22日（水）
ク 指定管理者の指定・債務負担行為議決	12月中旬予定
ケ 本協定の締結	12月下旬予定
コ 予算議決	令和8年3月予定
サ 指定管理者による業務開始	4月1日予定

2 公募手続

(1) 公募の周知、公募要項の配付

公募の周知については、町のホームページに掲載します。公募要項は、次のとおり配付します。
また、ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.town.makubetsu.lg.jp>)

配付期間	令和7年8月8日（金）～令和7年9月1日（月） ※午前8時45分～午後5時30分（平日のみ）。 ただし、9月1日は正午まで。
配付場所	幕別町 総務課契約管財係

(2) 施設説明会の申し込み期限

施設見学を希望する場合は、8月20日（水）午後5時までに電話にて保健福祉課保健係へお申し込みください。（TEL01558-8-2910）

施設見学会	令和7年8月23日（土）※時間については調整
場所	忠類診療所

(3) 質問の受付期限

公募要項に関する質問は、公募要項等に関する質問書（様式1）に必要事項を記載して、電子メールにて下記のメールアドレスに送信してください。

ただし、応募者の事業運営上の利益が損なわれると明らかに認められる内容は除きます。また、質問内容が不明瞭なものは、回答しない旨連絡します。

受付期限	令和7年9月8日（月） 午後5時30分まで
受付場所	幕別町 企画総務部総務課契約管財係
E-mail	kanzaikakari@town.makubetsu.lg.jp

(4) 質問への回答

公募要項に関する質問事項の回答は、9月11日（木）までに町ホームページへ掲載します。

(5) 応募書類の提出期限、資格審査

指定申請書及び事業者に関する書類は、次のとおり受け付けます。受付場所に直接持参するか、郵送（必着）での提出も可能です。応募書類についてはP16をご覧ください。

また、応募書類を受理する際、応募書類に不備があるなど確認が必要な場合は、連絡することがあります。

提出期限	令和7年10月7日（火） 正午まで
提出場所	幕別町 企画総務部総務課契約管財係

(6) プレゼンテーション（選定審査）

資格審査に適合していると判断した団体を対象に、プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションの実施方法などの詳細は、別途連絡します。

開催日	令和7年10月21日（火） 午後1時30分から（予定）
開催場所	幕別町役場3階 3-A B会議室

(7) 指定管理者候補者の公表

選定委員会の選定結果に基づき、優先交渉権者を選定し、細目協議を行い、協議が成立した場合に指定管理者候補者とします。

公表日	令和7年10月22日（水）
公表場所	町ホームページ ※プレゼンテーションに出席した応募者へ郵送いたします。
公表内容	ア 応募者の名称 イ 指定管理者候補者の名称、所在地及び代表者名 ウ 審査結果 a 第1順位及び第2順位の応募者の名称と点数 b 第3順位以下の応募者の点数 エ 選定理由

(8) 仮協定の締結

優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、指定管理者候補者として仮協定を締結します。
(10月22日(水))

(9) 指定管理者の指定・債務負担行為議決

指定管理者候補者を指定管理者とする指定及び指定管理業務による指定管理料の債務負担行為について、議会に提案します。(12月中旬予定)

なお、指定管理者の指定について、町議会で議決を得られなかった場合又は指定議決を受けた後、当該指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の管理ができなくなった場合や指定を取り消された場合は、管理運営の準備に支出した費用について、町は補償しません。

(10) 本協定の締結

議会の議決後に、指定管理者と本協定を締結します。(12月下旬予定)

H 応募に関する事項

1 応募資格

下記の項目すべてを満たしていること。

- ア 法人又はその他の団体であること。
- イ 医療行為を実施するに当たり、必要な資格を有していること。
- ウ 病院または診療所を開設又は運営し、実績を有していること。
- エ 次の事項に該当しないこと。
 - a 当該団体の役員(法人以外の団体にあつては、当該団体代表者)のうち次のいずれかに該当する者がいる団体。
 - ・ 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - ・ 破産者で復権を得ない者
 - b 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されている団体
 - c 当該団体の責めに帰すべき事由により町又は他の地方公共団体から指定管理の指定を取り消され、その取り消しの日から4年を経過しない団体
 - d 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
 - e 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同条を

準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者がある法人

f 国税及び地方税を滞納しているもの

g 団体又は役員及びその使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にあるもの及びそれらの利益となる活動を行っているもの

2 応募書類

応募する法人及び団体（以下「団体」という。）は、以下の書類を提出してください。また、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

なお、書類の規格は、原則として日本工業規格A列4判タテとしてください。

提出書類	提出部数
ア <u>指定管理者指定申請書(様式第1号)</u> ※使用する印鑑は、印鑑証明書と対応するものを使用してください。 イ 事業計画書（様式4-1）（様式4-2）（様式4-3）（様式4-4）（様式4-5）（様式4-6） ウ 収支計画書（様式5） ※ 消費税等の額を除いて記載してください。	正本1部 副本14部（添付書類を含め複写したもの可）
エ <u>申請資格に係る申立書（様式第2号）</u> オ 当該団体の過去3年間の事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（類似施設以外の事業が含まれている場合には、類似施設の収支がわかる書類についても添付すること。） カ 当該団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類 キ 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類（役員名簿を添付してください。） ク 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書 ケ 法人以外の団体の場合は、団体の代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿 コ 国税及び地方税の未納がないことの証明書 a 国税 法人税、消費税及び地方消費税 b 都道府県税 法人道民税、法人事業税	正本1部 副本1部

c 市町村民税 法人町民税、固定資産税、軽自動車税 ※ 法人以外の団体の場合は、代表者の納税証明書を提出してください。 サ 印鑑証明書 ※ 法人以外の団体の場合は、代表者の印鑑証明書を提出してください。	
--	--

3 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合には、失格とします。

ア 公募要項に定める手続を遵守しない場合

イ 応募書類に虚偽の記載をした場合

(2) 重複提案の禁止

応募 1 団体につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。

(3) 提案内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、一切返却いたしません。

(5) 応募の辞退

指定申請書を提出した後に辞退する際は、辞退届を提出してください（様式任意）。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

(7) 提出書類の取扱い・著作権

町が提示する書類の著作権は、町に帰属し、団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。

なお、優先交渉権者の提案書は、仮協定締結後、個人情報について適正な取扱いをした上で町が公表できるものとします。

(8) その他

ア 公募要項により定められた機会を除き、応募のために町から資料提供を行うことはありません。応募者は、町が提供した情報及び合法的に独自入手した情報のみで応募してください。

イ 町が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、検討の目的の範囲内であっても、町の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

ただし、次の情報についてはその対象ではありません。

- a 公となっている情報
- b 第三者が合法的に入手できる情報

I 選定及び審査に関する事項

1 応募資格の審査

応募書類により、「H応募に関する事項 1 応募資格」(P 15) 及び次に掲げる各項目について資格審査し、応募資格を有する団体のみを選定審査の対象とします。

なお、審査後であっても応募資格を満たさなくなった場合は、選定審査から除外するものとします。

ア 提出された書類に不備がないこと。

イ 提出された書類の記載事項に不備又は虚偽の記載がないこと。

2 選定方法

選定審査は、応募資格を有する団体を対象としたプレゼンテーション及びヒアリングを行い、応募書類を総合的に判断し、幕別町指定管理者選定委員会において各委員の評価表に基づく採点により行うものとします。

選定審査を公平かつ適正に行うため、委員に当該団体の役員等がいる場合は選定審査から除外して行うものとします。

採点は、「3 選定基準・審査項目及び配点」に基づき、次の5段階評価レベルにより行うものとします。

※ 5段階評価レベル

5段階評価レベル				
劣っている	やや劣っている	標準的である	優れている	大変優れている
1	2	3	4	5

3 選定基準・審査項目及び配点

	選定基準	審査項目	審査の視点	対応書類	配点
1	利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	(1)管理運営の基本方針について	①管理運営の基本的な考え方は適切か	事業計画書【様式4-1】	30
			②職員の配置		
		(2)要望把握及び苦情解決について	①利用者の要望把握の方策と反映策は適切か	事業計画書【様式4-2】	10
			②苦情解決の仕組みづくりは適切か		
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	利用促進に向けた取組について	①診療時間及び休診日	事業計画書【様式4-3】	10
			②その他診療科目の実施		
3	事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	(1)安定した運営が可能となる組織体制について	病院・診療所の経営実績は十分か	法人の概要、定款、規約、団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類	10
				過去3年間の事業年度の収支計算書、貸借対照表、財産目録	
		(2)安定した運営が可能となる財政基盤について	団体の経営状況は良好か		
4	収支計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること	指定管理料等の積算について	①事業計画との整合性は図れているか	事業計画書【様式5】	20
			②収支及び支出が全般的に適正か		
5	地域の状況を踏まえた取組、安全対策や危機管理体制及び情報管理体制が整備されているものであること	(1)地域の状況を踏まえた取組について	①検診（健診）の実施	事業計画書【様式4-4】	10
			②予防接種の実施		
			③その他地域の状況を踏まえた取組		
		(2)事故防止に関する安全対策、防災・防犯に関する危機管理体制は適切か	①事故防止に関する安全対策	事業計画書【様式4-5】	10
			②防災・防犯に関する危機管理体制		
		(3)個人情報の保護対策、情報公開の取組は適正か	①個人情報の保護対策	事業計画書【様式4-6】	
			②情報公開の取組		
		合計点数			

選定審査の結果、委員の平均点数が 60 点以上で、最も高い得点を得た団体（第 1 順位）を優先交渉権者として選定し、町長に報告します。

優先交渉権者と細目協議を行い、協議が成立した場合に指定管理者候補者とします。

ただし、優先交渉権者と協議が成立しない場合は、選定審査における委員の平均点数が 60 点以上で、次に高い得点を得た団体（第 2 順位）を優先交渉権者として選定し、その者と協議が成立しない場合は以下同じとします。

J 協定に関する事項

1 基本的な考え方

選定委員会の審査結果を基に決定した優先交渉権者との協議成立後に仮協定を締結し、指定管理者候補者としてします。議会の議決後に指定管理者候補者を指定管理者として指定するとともに、基本協定を締結します。

なお、幕別町が支払う経費及び支払時期を定める年度協定は、別途締結します。

2 協定の内容

基本協定書は、忠類診療所指定管理者公募要項の内容を元に指定管理者候補に町から案を提示します。

各年度の指定管理料の額及び支払い方法については、別途年度協定を締結します。

3 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合や協定書に定めのない事項が生じた場合には、町と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

K 指定後の事業計画書・報告書の作成

1 事業計画書の作成

指定管理者は、毎年度、次年度の事業計画書を作成し、町の指定する期日までに提出してください。事業計画書に記載する内容は、次のとおりとします。

ア 事業計画

イ 人員配置計画

ウ 収支計画

2 事業報告書の作成

毎年度終了後 60 日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町に提出してください。

- ア 管理業務の実施状況に関する事項
- イ 診療所の利用状況に関する事項
- ウ 利用料金の収入の実績に関する事項
- エ 管理業務に係る経費の収支状況に関する事項
- オ 自主事業の実施状況に関する事項
- カ 設備及び備品等の維持管理に関する事項
- キ その他町が指示する事項

3 モニタリング

町は、指定管理者の業務の遂行状況等を確認するため、モニタリングを実施します。モニタリングの実施に当たって必要な事務手続については、町と指定管理者双方の協議により決定します。

事業報告書等の検査により、状況を確認の結果、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかとなるときは、町は、指定管理者に対して業務の改善勧告を行うことがあります。

4 監査等への協力

指定管理者が行う管理業務にかかる出納その他の事務の執行については、監査委員の監査等の対象となる場合があります。その際、指定管理者は監査委員等に協力しなければなりません。

5 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく忠類診療所の業務を遂行できるよう、誠意をもって引継ぎを行わなければなりません。

L 留意事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、適切な管理運営が困難となった場合、又は指定管理者の財務状況が悪化し、指定管理者としての管理運営が困難と認められる場合は、町は指定管理

者の指定を取り消すことができるものとします。

この場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるように、誠意を持って引継ぎを行わなければなりません。

(2) 不可抗力による場合

不可抗力、町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となった場合は、町と指定管理者は管理運営の継続の可否について協議するものとします。

なお、その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、町は指定管理者の指定を取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止をすることができるものとします。

また、取消しの場合は、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるように、誠意を持って引継ぎを行わなければなりません。

(3) 原状回復

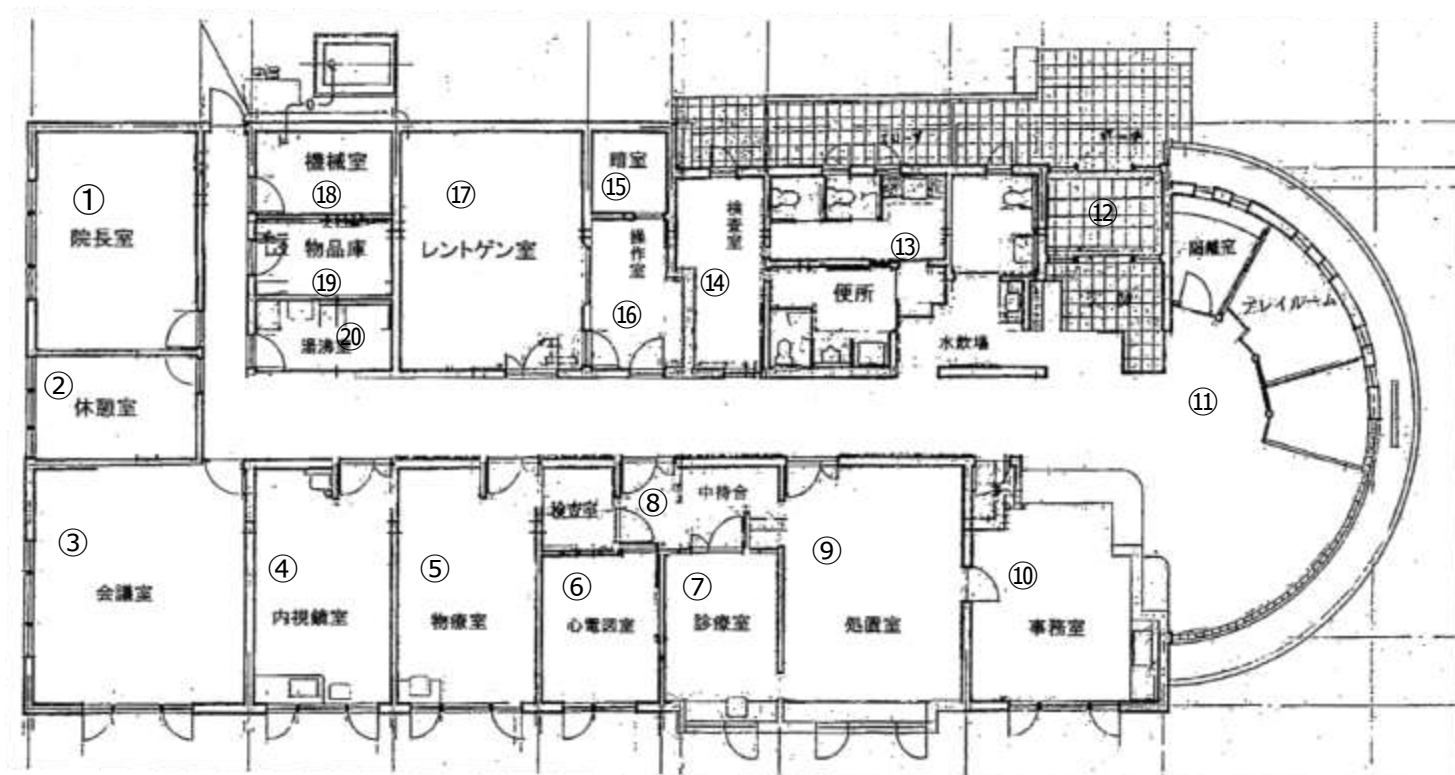
指定管理者は、指定期間の満了又は指定が取り消された場合は、町の指示に基づき、指定開始日を基準として施設を原状に復して引き渡さなければなりません。

ただし、現況施設が今後の利用に支障がないと町と指定管理者が協議して合意した場合は、この限りではありません。

1 位置関

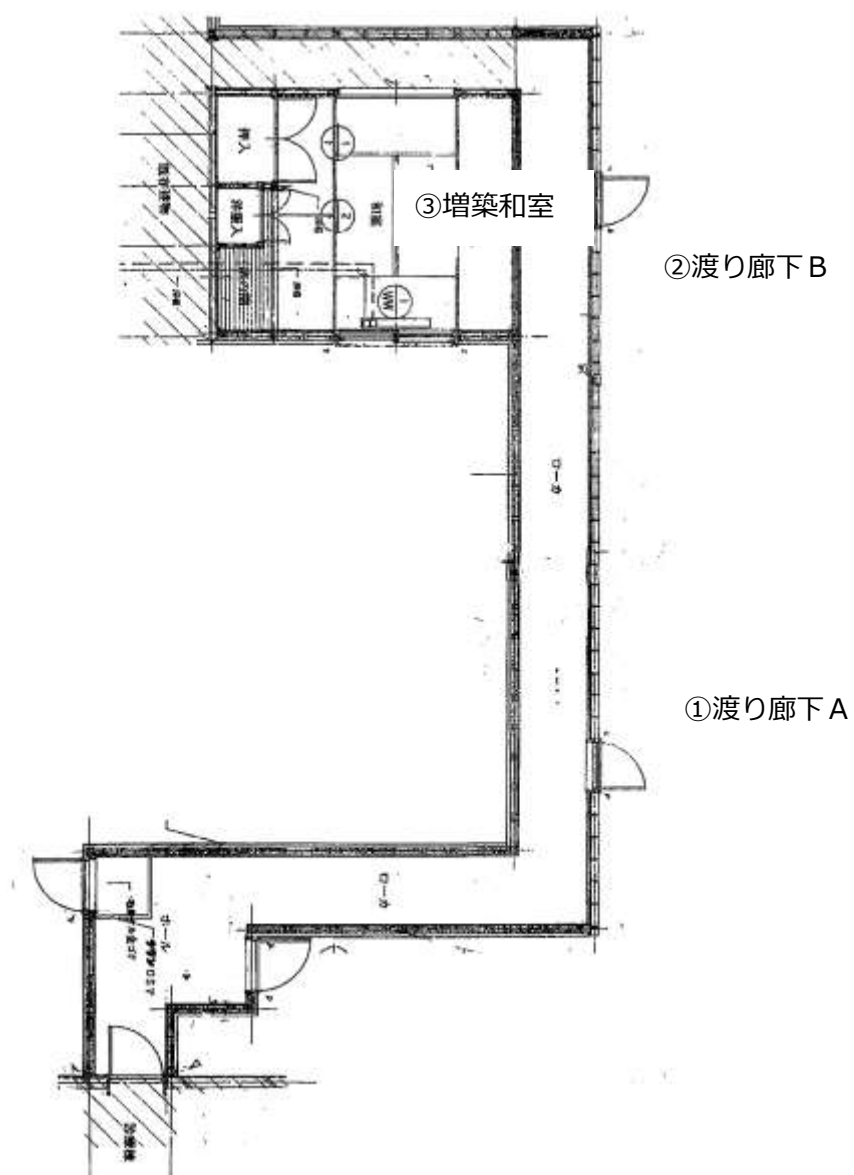


2 忠類診療所 平面図



部屋名称	面積	部屋名称	面積	部屋名称	面積
① 院長室	20.0 m ²	⑧ 検査室・中待ち	11.6 m ²	⑮ 暗室	4.0 m ²
② 休憩室	10.0 m ²	⑨ 処置室	26.0 m ²	⑯ 操作室	7.0 m ²
③ 会議室	28.6 m ²	⑩ 事務室	21.925 m ²	⑰ レントゲン室	24.75 m ²
④ 内視鏡室	18.7 m ²	⑪ ホール・廊下・玄関	103.075 m ²	⑱ 機械室	6.8 m ²
⑤ 物療室	18.7 m ²	⑫ 風除室	6.0 m ²	⑲ 物品室	5.95 m ²
⑥ 心電図室	10.15 m ²	⑬ トイレ・水飲み場	29.25 m ²	⑳ 湯沸室	5.95 m ²
⑦ 診療室	11.35 m ²	⑭ 検査室	10.35 m ²		m ²
				合計	380.15 m ²

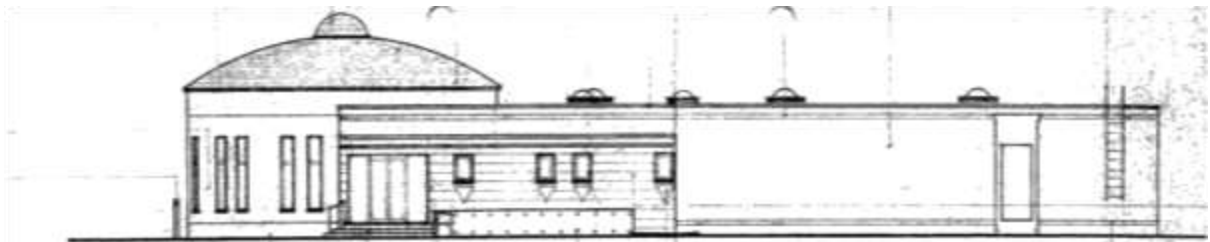
3 診療所併設増築和室



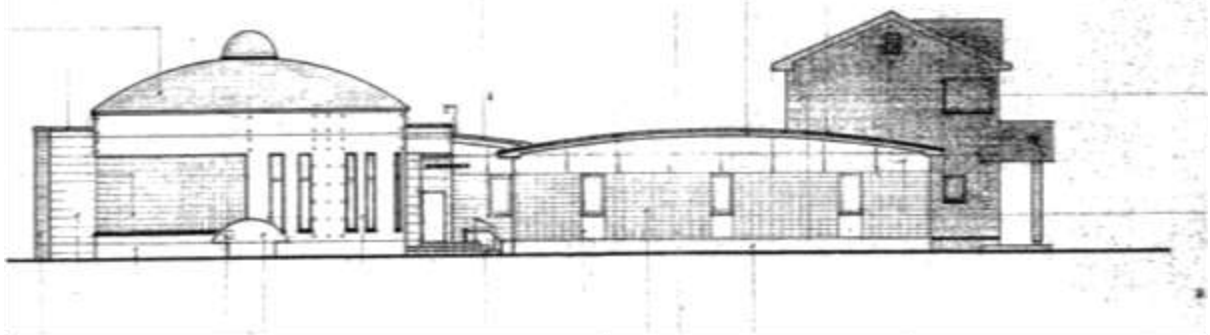
部屋名称	面積
① 渡り廊下 A	27.78 m ²
② 渡り廊下 B	4.05 m ²
③ 増築和室	16.20 m ²
合計	48.03 m ²

4 忠類診療所 外観図

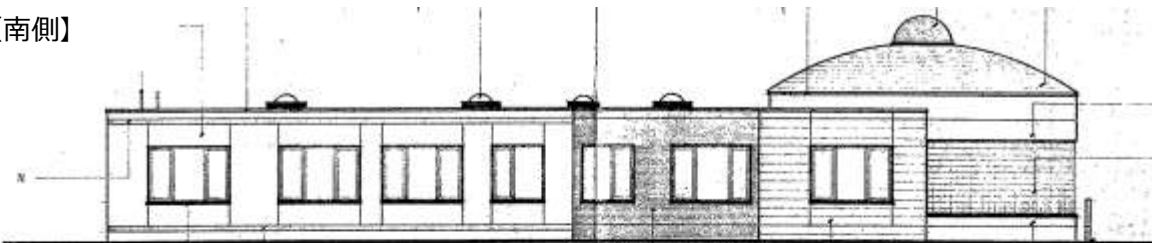
【北側】



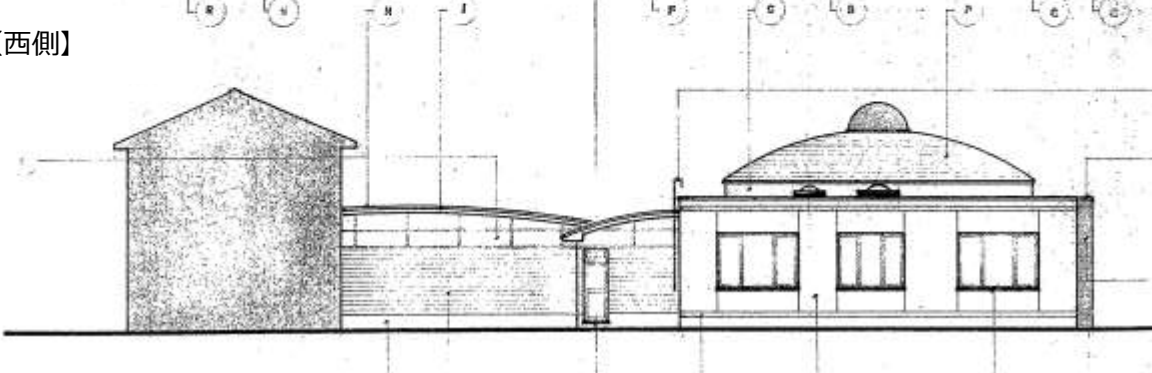
【東側】



【南側】



【西側】



5 忠類診療所備品一覧

No.	細分類	品 目	形式(型番)	取得年月日	数量	標識
1	机卓子類	両袖デスク	SS5251MW	H06. 09. 01	1 台	1179
2	机卓子類	センターテーブル	セレス	H06. 09. 01	1 台	1186
3	机卓子類	センターテーブル	ピーク 90×60	H06. 09. 01	1 台	1188
4	机卓子類	両袖机	プラス 661-004	H06. 09. 01	1 台	1198
5	机卓子類	トレーニングデスク	プラス 70-521	H06. 09. 01	1 台	1201
6	机卓子類	折りたたみテーブル	プラス 92-032	H06. 09. 01	1 台	1209
7	机卓子類	折りたたみテーブル	プラス 92-032	H06. 09. 01	1 台	1210
8	机卓子類	折りたたみテーブル	プラス 92-032	H06. 09. 01	1 台	1211
9	机卓子類	折りたたみテーブル	プラス 92-032	H06. 09. 01	1 台	1212
10	机卓子類	折りたたみテーブル	プラス 92-032	H06. 09. 01	1 台	1213
11	机卓子類	折りたたみテーブル	プラス 92-032	H06. 09. 01	1 台	1214
12	机卓子類	採血台		R6. 6. 11	1 台	1586
13	椅子類	医師用椅子	コクヨ CR-G2812KPN	H05. 06. 23	1 台	1149
14	椅子類	ハイバックチェア	プラス 09-777	H06. 09. 01	1 脚	1197
15	椅子類	肘付椅子	プラス 650-036	H06. 09. 01	1 脚	1202
16	椅子類	肘なし椅子	プラス 650-042	H06. 09. 01	1 脚	1204
17	椅子類	肘なし椅子	プラス 650-042	H06. 09. 01	1 脚	1205
18	椅子類	一人掛け椅子	プラス 05-150	H06. 09. 01	1 脚	1208
19	椅子類	パイプ椅子		H06. 09. 01	20 脚	1246～ 1265
20	椅子類	ホールソファ	作製品レザー張り(オレンジ色)	H06. 09. 03	1 脚	1321
21	椅子類	待合椅子	茶色(正方形)	R6. 6. 11	1 台	1575
22	椅子類	待合椅子	こげ茶色(正方形)	R6. 6. 11	1 台	1576
23	椅子類	待合椅子	三人掛け	R6. 6. 11	1 台	1577
24	椅子類	待合椅子	二人掛け	R6. 6. 11	1 台	1578
25	椅子類	待合椅子	三人掛け	R6. 6. 11	1 台	1579
26	椅子類	待合椅子	二人掛け	R6. 6. 11	1 台	1581
27	椅子類	手すり付腰掛	手すり付	R6. 6. 11	1 台	1582
28	椅子類	回転イス(背もたれなし)		R6. 6. 11	1 台	1587
29	椅子類	回転イス(背もたれあり)		R6. 6. 11	1 台	1588

30	椅子類	回転イス（背もたれあり）		R6. 6. 11	1 台	1589
31	戸棚類	物品棚	プラス P7415	H03. 05. 10	1 台	5077
32	戸棚類	物品棚	プラス P7315J	H03. 05. 10	1 台	5078
33	戸棚類	本棚	フリーダム 120H(1) フリーダム 120H(上置) フリーダム 105H フリーダム 105H(上置) 雪国 60	H06. 09. 01	1 台	1180
34	戸棚類	本棚	フリーダム 120H(1) フリーダム 120H(上置) フリーダム 105H フリーダム 105H(上置) 雪国 60	H06. 09. 01	1 台	1181
35	戸棚類	本棚	フリーダム 120H(1) フリーダム 120H(上置) フリーダム 105H フリーダム 105H(上置) 雪国 60	H06. 09. 01	1 台	1182
36	戸棚類	本棚	フリーダム 120H(1) フリーダム 120H(上置) フリーダム 105H フリーダム 105H(上置) 雪国 60	H06. 09. 01	1 台	1183
37	戸棚類	カルテ棚	ユヤマ YS-A-K112	H06. 09. 01	3 台	1275～1277
38	戸棚類	アルミガストロカメラ格納戸棚	回転式 YS-C-A202	H07. 07. 17	1 台	1326
39	各種箱類	フィルム保管庫	ライトビンラック LBR-737CV	S59. 07. 10	1 台	5048
40	各種箱類	キャビネット	ライオン N0365N(ガラス戸有り)	H06. 09. 01	1 台	1195
41	各種箱類	薬剤棚	メラミンホワイト 927×519×1787	H06. 09. 01	1 台	1220
42	各種箱類	フィルム収納庫	ナビス A0-1271-01 L847AZ	H06. 09. 01	2 台	1280～1281
43	各種箱類	麻薬金庫	村中(大) ST 型 305×215×365	H06. 09. 01	1 台	1287
44	その他室内用品類	応接 3 点セット（椅子 3・テーブル 1）	HTL-1009	H06. 09. 01	1 式	1185
45	その他室内用品類	応接 5 点セット		H06. 09. 01	1 式	1187
46	その他室内用品類	コートハンガースタンド	ライオン N021	H06. 09. 01	1 台	1196
47	その他室内用品類	パイプ椅子用台車		H06. 09. 01	1 台	1270
48	その他室内用品類	ロールブラインド	タチカワ No.170 900×2425	H06. 10. 18	8 枚	1296～1303
49	その他室内用品類	ロール網戸	貴和興業 下部アルミ額縁含む。 430×730	H06. 10. 18	6 枚	1304～1309
50	その他室内用品類	固定網戸	不二サッシ工業 800×800	H06. 10. 18	3 枚	1310～1312
51	その他室内用品類	固定網戸	不二サッシ工業 500×500	H06. 10. 18	1 枚	1313
52	その他室内用品類	ロールブラインド	タチカワ No.170 430×1610	H06. 10. 18	6 枚	1314～1319
53	その他室内用品類	空気清浄機	ダイキン MCZ65JE5W	H21. 06. 02	1 台	1490-2
54	その他室内用品類	空気清浄機	ダイキン MCZ65JE5W	H21. 06. 02	1 台	1490-3
55	その他室内用品類	トイレエアータオル ジェットタオルミニ	三菱 JT-MC10TE	H21. 08. 07	3 台	1497-1～1497-3
56	その他室内用品類	空気清浄機	エアドッグ	R6. 6. 11	1 台	1584
57	その他室内用品類	空気清浄器	エアドッグ	R6. 6. 11	1 台	1585
58	その他室内用品類	手すり	ベストサポート手すり	R6. 11. 19	1 台	1595
59	冷暖房具類	電気暖房	HALOGEN HEATER	取得日不明	1 台	1565
60	冷暖房具類	パッケージエアコン	天井用 PLZ-ZRMP 50JH	H27. 08. 05	1 式	1516

61	冷暖房具類	ボイラー	コロナ 給湯用 UIB-HS30XCFF 暖房用 UIB-6010H(F)	H19. 12. 15	各 1 台	1535
62	冷暖房具類	サンボット FF 式 暖房機 (待合室用)	FF-185CTSQ	R2. 10. 6	1 式	1540
63	冷暖房具類	ホームタンク(待合室用)	中間脚タイプ	R2. 10. 6	1 式	1541
64	冷暖房具類	エアコン		R6. 6. 11	1 台	1591
65	冷暖房具類	スポットクーラー	アイリス ポータブルクーラー IPA-2823G	R6. 11. 26	1 台	1596
66	公印類	所長印		S58. 09. 07	1 個	5046
67	事務用品類	プリンター	Cannon F166500	取得日不明	1 台	1562
68	事務用品類	プリンター	Cannon TS8330	取得日不明	1 台	1563
69	事務用品類	卓上シーラー	SURE シーラー NL-301J	取得日不明	1 台	1564
70	事務用品類	壁掛時計	セイコーデュア(2) セイコーニ ュースタンダードタイム(2)	H06. 09. 01	1 台	1222
71	事務用品類	液晶モニター・アームセッ ト	パソコン用 S-172T-aw	H15. 06. 10	1 式	1474
72	事務用品類	無停電電源装置	APC CS500	H15. 07. 03	1 台	1475
73	事務用品類	無停電電源装置	APC CS500	H15. 07. 03	1 台	1475-2
74	事務用品類	感熱紙ファックス	ブラザー FAX-210	H26. 05. 07	1 式	1511
75	事務用品類	A4 フラットベツトスキャナ ー	エプソン GT-S640	H26. 05. 16	1 式	1512
76	事務用品類	レーザープリンター	RICOH SP6420	H28. 05. 13	1 式	1517
77	事務用品類	パソコンー式	DELL	H29. 07. 04	1 式	1524
78	事務用品類	パソコンー式(電子カル テ)	DELL	H29. 07. 04	1 式	1525
79	事務用品類	パソコンー式(会計用)	DELL	H29. 07. 04	1 式	1526
80	事務用品類	パソコンー式	DELL	H29. 07. 04	1 式	1527
81	事務用品類	パソコンー式(受付用)	DELL	H29. 07. 04	1 式	1528
82	事務用品類	複写機	富士ゼロックスコピー機 DocuCentre-V 1060	H31. 4. 23	1 台	1536
83	事務用品類	パソコンー式(医師正面)	デル サーバー本体 210-AOKT モニター 210-APZW キーボード 580-AEVX マウス KM636	R1. 5. 31	1 式	1537
84	事務用品類	無停電電源装置	Smart-UPS 750 100V	R3. 9. 6	1 台	1543
85	事務用品類	プリンター	Canon satara LBP224	R4. 6. 3	1 台	1554
86	事務用品類	オンライン資格確認システ ムカードリーダー	Caora(PD-CA01)	R5. 3. 23	1 式	1559
87	事務用品類	オンライン資格確認システ ムパソコン	レノボ ThinkPad	R5. 3. 23	1 式	1560
88	事務用品類	レジスター	シャープ XE-A147	R6. 3. 14	1 台	1574
89	事務用品類	オフィスシュレッダー	MS R-20CM	R7. 2. 21	1 台	1597
90	計器類	身長計		R6. 6. 11	1 台	1590
91	教養及び体育用品類	デジタルテレビ	パナソニック 3 2 型	H22. 01. 15	1 台	1499
92	教養及び体育用品類	液晶テレビ(糖尿病指導 用)	LC-24K40-B	H29. 06. 02	1 台	1521

93	教養及び体育用品類	ブルーレイ DVD（糖尿病指導用）	BDP-S1500	H29.06.02	1台	1522
94	産業土木機械類	芝刈機	マスタープロ 4T	H10.05.14	1台	1347
95	電器具諸器具写真機類	扇風機	ナショナル F-C308M	H07.06.12	1台	1325
96	電器具諸器具写真機類	扇風機	ナショナル F-C308M	H07.06.12	1台	1325-2
97	電器具諸器具写真機類	留守番電話機	ナショナル VE-A48-K	H07.05.25	1台	1329
98	電器具諸器具写真機類	電話システム	Net community SYSTEM α NX typeS 一式	H21.03.25	1式	1489
99	医療及び理科実験用具類	体重計	TANITA TBF-532	取得日不明	1台	1567
100	医療及び理科実験用具類	体重計	TANITA TF-700	取得日不明	1台	1568
101	医療及び理科実験用具類	レントゲンプロテクター	（ピンク）	取得日不明	1個	1573
102	医療及び理科実験用具類	簡易消毒カート	KC-10	H03.03.29	1台	5067
103	医療及び理科実験用具類	光源装置	CLV U-20D	H03.03.29	1台	5069
104	医療及び理科実験用具類	内視鏡検査汎用トロリー	TC-2	H03.03.29	1台	5071
105	医療及び理科実験用具類	気管挿管セット		H03.05.28	1式	5081
106	医療及び理科実験用具類	縫合セット		H03.05.28	1式	5082
107	医療及び理科実験用具類	顕微鏡	オリンパス CHS-223FS	H03.05.28	1台	5084
108	医療及び理科実験用具類	診察台	タカラベルモント EX-3N	H03.05.27	1台	5086
109	医療及び理科実験用具類	電動診察寝台	KC-221	H04.05.11	1台	1134
110	医療及び理科実験用具類	処置用カート	NS-204（ブルー）	H04.05.18	1台	1135
111	医療及び理科実験用具類	レントゲンプロテクター	羽衣 HC 型 前面脇マジック止め（ブルー）	H05.06.23	1個	1146
112	医療及び理科実験用具類	ドクターズツール	タカラベルモント DR-010A	H05.06.23	1台	1148
113	医療及び理科実験用具類	聴力測定器	ND-CI	H05.06.23	1台	1150
114	医療及び理科実験用具類	マグナーパック	E（肩・膝）	H05.06.23	1台	1151
115	医療及び理科実験用具類	マグナーパック	L（下肢）	H05.06.23	1台	1152
116	医療及び理科実験用具類	電動診察台	タカラベルモント EX-5V	H05.06.23	1台	1153
117	医療及び理科実験用具類	酸素ボンベ	オキシゲン 5 型対応（5000ℓ）	H05.06.23	1台	1165
118	医療及び理科実験用具類	心臓模型	日医-14662	H05.11.16	1台	1166
119	医療及び理科実験用具類	処置台	小川器材台 BS-165	H06.10.18	1台	1244
120	医療及び理科実験用具類	車椅子（ソリッドタイヤ）	パラマウント KK-310	H06.09.01	1台	1272
121	医療及び理科実験用具類	松葉杖	ナビス 大人用 A0-659-18	H06.09.01	1組	1273
122	医療及び理科実験用具類	視力検査器	ナビス A0-2394-01	H06.09.01	1台	1282
123	医療及び理科実験用具類	救急カート	ナビス A0-1200-01P	H06.09.01	1台	1286
124	医療及び理科実験用具類	電動診察台	タカラベルモント EX-5V	H06.09.01	2台	1291～1291-2
125	医療及び理科実験用具類	全身複合理学療法器	大日本工業技研製 DZ-620	H07.05.17	1台	1327

126	医療及び理科実験用具類	簡易脊椎形態測定器	ムラナカ SK35(小学校用(1) 中学校用(1))	H08. 07. 12	2 台	1334～1335
127	医療及び理科実験用具類	携帯型 ECG モニタ	日本光電 IEC-1103	H10. 07. 31	1 台	1348
128	医療及び理科実験用具類	デジタル握力計	村中医療器 グリップ D356-004-01	H10. 08. 26	1 台	1349
129	医療及び理科実験用具類	デジタルベビースケール	タニタ ベビースケール すこやか No1581	H10. 08. 26	1 台	1351
130	医療及び理科実験用具類	ルーペライト	ハイネルーペライト ユニバーサルグリップ E8 プラグ型トランス	H10. 10. 06	1 式	1352
131	医療及び理科実験用具類	検眼鏡耳鏡セット	ハイネ壁掛トランスシステム EN90	H10. 10. 07	1 式	1353
132	医療及び理科実験用具類	電動診察台	タカラベルモント EX7V	H11. 06. 29	1 台	1354
133	医療及び理科実験用具類	高周波メスサージトロン		H12. 12. 20	1 式	1469
134	医療及び理科実験用具類	一酸化炭素ガス分析装置	フクダ電子(株) マイクロ CO モニター	H19. 04. 17	1 台	1481
135	医療及び理科実験用具類	吸引器	ミニック W 1400	H20. 07. 24	1 台	1485
136	医療及び理科実験用具類	体重計	AND 検定付 AD-6208A	H20. 07. 24	1 台	1486
137	医療及び理科実験用具類	衝立 桃色	村中 N-120A N-64	H21. 07. 22	3 台	1492
138	医療及び理科実験用具類	24 時間血圧計 携帯型自動血圧計セット	TM2431 1 台 TM-9503(解析ソフト)	H21. 08. 07	1 台	1494
139	医療及び理科実験用具類	移動型ホットパック装置 ホットリズムー	MHR-2	H21. 11. 05	1 台	1495
140	医療及び理科実験用具類	足踏式手指消毒器	サラヤ HC-400	H21. 07. 28	1 台	1496
141	医療及び理科実験用具類	検診用具 壁掛トランスシステム EN100	HEINE EN100 基本ユニット、オールバックアップディスプレイ	H22. 09. 30	1 式	1500
142	医療及び理科実験用具類	デジタル X 線画像システム	富士コンピューテッドラジオグラフィシステム FCR PRIMA C@RNACORE Station	H22. 09. 30	1 式	1501
143	医療及び理科実験用具類	携帯用血圧計 デジタルホルタ記録器	フクダ電子 Digitalwalk FM-190	H23. 03. 09	1 式	1503
144	医療及び理科実験用具類	電解酸化水生成機	NDX-65KMII ウェルクリンテ	H24. 06. 26	1 式	1507
145	医療及び理科実験用具類	自動血圧計バイタルノート	TM-2580	H28. 08. 18	1 式	1518
146	医療及び理科実験用具類	超音波式ネブライザ	NE-U780	H28. 03. 31	1 式	1519
147	医療及び理科実験用具類	高圧滅菌器	YS-A-C108	H30. 07. 11	1 台	1530
148	医療及び理科実験用具類	超音波診断装置	Aplio300 Platinum TUS-300/JC	H28. 06. 17	1 台	1531
149	医療及び理科実験用具類	診断用 X 線撮影システム	島津製作所 RAD speed PRO CM	H31. 02. 18	一式	1534
150	医療及び理科実験用具類	自動 CRP 測定装置	フクダ電子 CRP ANALYZER LT-130	R2. 2. 28	1 台	1538
151	医療及び理科実験用具類	自動血球計数測定装置	フクダ電子 ミクロスエミ LC-710	R2. 2. 28	1 台	1562
152	医療及び理科実験用具類	ヘモグロビン A1c 測定器	三和化学 A1C IGEAR QUICK S	R2. 2. 28	1 台	1563
153	医療及び理科実験用具類	血糖値測定器	三和化学 グルテストミント 2	R2. 2. 28	1 台	1564
154	医療及び理科実験用具類	尿化学分析装置	三和化学 ビジュアルリーダー II	R2. 2. 28	1 台	1565
155	医療及び理科実験用具類	電子式診断用スパイロメーター	フクダ電子 スパイロシフト SP-390Rhino	R2. 5. 15	1 式	1539
156	医療及び理科実験用具類	胃内視鏡システム一式(オリンパス)	EVES LUCERA ELITE ビデオシステムモニター CV-290	R4. 1. 25	1 台	1544

157	医療及び理科実験用具類	胃内視鏡システム一式(オリンパス)	高輝度光源装置 CLV-290	R4. 1. 25	1 台	1545
158	医療及び理科実験用具類	胃内視鏡システム一式(オリンパス)	高解像 LCD モニター OEV262H	R4. 1. 25	1 台	1546
159	医療及び理科実験用具類	胃内視鏡システム一式(オリンパス)	モバイルワークステーション WM-NP3	R4. 1. 25	1 台	1547
160	医療及び理科実験用具類	胃内視鏡システム一式(オリンパス)	CV 通信変換器 MAJ-984	R4. 1. 25	1 台	1548
161	医療及び理科実験用具類	胃内視鏡システム一式(オリンパス)	上部消化管汎用ビデオスコープ GIF-H290	R4. 1. 25	1 台	1549
162	医療及び理科実験用具類	胃内視鏡システム一式(新鋭工業)	医療用吸引器パワーキャリーⅡ CPS2-2800	R4. 1. 25	1 台	1551
163	医療及び理科実験用具類	胃内視鏡システム一式(新鋭工業)	オゾン水内視鏡洗浄消毒器 OED-1000S Plus	R4. 1. 25	1 台	1552
164	医療及び理科実験用具類	胃内視鏡システム一式(ティアック)	内視鏡イメージレコーダー MV-7000S	R4. 1. 25	1 台	1553
165	医療及び理科実験用具類	画像診断システム一式(富士通)	カルナコア 500GB仕様PC サーバー WS674 A7-V3.0 500G	R4. 9. 30	1 台	1555
166	医療及び理科実験用具類	画像診断システム一式(富士通)	カルナコアモニター 24 インチワイド WS674 CLNT LCD-24W FS	R4. 9. 30	1 台	1556
167	医療及び理科実験用具類	画像診断システム一式(富士通)	カルナコア クライアント仕様PC WS674 CLNT A7-V3.0	R4. 9. 30	1 台	1557
168	医療及び理科実験用具類	画像診断システム一式(富士通)(入り口側)	カルナコアモニター 24 インチワイド WS674 CLNT LCD-24W FS	R4. 9. 30	1 台	1558
169	医療及び理科実験用具類	血圧脈波測定器	フクダ電子・VSM-2500A	R5. 5. 29	1 式	1561
170	医療及び理科実験用具類	遠心分離機	シンブル遠心機 レオナCN-830	R6. 9. 5	1 台	1592
171	厨房炊事用具類	一槽シンク	タニコ TS-IS-90	H03. 05. 10	1 台	5074
172	厨房炊事用具類	小型冷凍冷蔵庫	NEC NR-D112F-W	H06. 09. 02	1 台	1231
173	医療及び理科実験用具類	薬品冷蔵庫	MPR-215F-PJ	H30. 06. 21	1 台	1529
174	雑品類	往診用鞆		S58. 08. 24	1 個	5040
175	雑品類	作業台	タニコ TS-WCT-900	H03. 05. 10	1 台	5075
176	雑品類	傘立て	プラス 09-866	H06. 09. 01	1 台	1218
177	雑品類	CSA アンテナ	NA-CSA45SX	H06. 09. 01	1 台	1232
178	雑品類	CST チューナ	NEC-PCM700	H06. 09. 01	1 台	1233
179	雑品類	CS ケーブル	40m	H06. 09. 01	1 個	1234
180	雑品類	車庫	無落雪型 2 連棟 北国 74B 鈴蘭ガレージ	H06. 10. 25	1 棟	1295
181	雑品類	台車	プラス CP-DX	H08. 04. 13	1 台	1330
182	雑品類	ナビス注射台	TYU-10-1640-01	H25. 07. 30	1 台	1509
183	雑品類	消火器	YA-10NX	H29. 06. 02	1 台	1523-1
184	雑品類	消火器	YA-10NX	H29. 06. 02	1 台	1523-2
185	雑品類	消火器	YA-10NX	H29. 06. 02	1 台	1523-3

186	雑品類	消火器	YA-10NX	H29.06.02	1台	1523-4
187	雑品類	荷物置き・杖置き	一体型	R6.6.11	1台	1583
188	雑品類	ポータブル電源 本体	Anker 767Portable Power Station	R6.9.15	1台	1593
189	雑品類	ポータブル電源 拡張バッテリー	Anker Solix BP2600	R6.9.15	1台	1594

6 忠類診療所経年受診者数・決算・人口など

(1) 診療状況（忠類診療所調べ）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
年間診療日数	262 日	266 日	265 日	266 日	246 日
延受診者数	7,855 人	8,006 人	8,767 人	8,393 人	5,613 人
一日平均受診者数	29.9 人/日	30.1 人/日	33.1 人/日	31.6 人/日	22.8 人/日

(2) 決算状況（指定管理期間）

① 診療報酬（税抜き） 単位：千円

年度		R 6
収入	医業収入	40,952
	指定管理料	22,000
	医業外収入	2,805
支出	医業支出	54,403
	医業外支出	0
経常利益		11,354

※指定管理前診療報酬（町把握分）

	R 2	R 3	R 4
診療報酬	46,478,817 円	45,114,173 円	49,788,849 円

(3) 人口（幕別町調べ）

① 忠類地域の人口推移（各年度 3 月末現在、上段：人口、下段：割合）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
忠類地域内人口	1,473 人	1,422 人	1,405 人	1,362 人	1308 人
年少人口 (14 歳以下)	134 人 (9.10%)	120 人 (8.44%)	115 人 (8.19%)	113 人 (8.30%)	103 人 (7.88%)
生産年齢人口 (15～64 歳以下)	757 人 (51.39%)	737 人 (51.83%)	738 人 (52.53%)	718 人 (52.72%)	684 人 (52.29%)
老年人口 (65 歳以上)	582 人 (39.51%)	565 人 (39.73%)	552 人 (39.29%)	531 人 (38.99%)	521 人 (39.83%)

② 忠類地域の未就学及び就学者数の推移

(未就学児：各年４月末現在、小中学校：各年５月１日現在)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
未就学児	45 人	45 人	51 人	57 人	52 人
忠類小学校	71 人	69 人	60 人	55 人	55 人
忠類中学校	48 人	44 人	35 人	33 人	36 人
計	164 人	158 人	146 人	145 人	143 人

※ 忠類小学校及び中学校には、駒畠地区の子どもが含まれる。

③ 近隣町村の人口推移（十勝の統計、住民基本台帳人口より１月データ）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
幕別町忠類地域	1,521 人	1,481 人	1,458 人	1,415 人	1,383 人
中札内村	3,917 人	3,922 人	3,913 人	3,902 人	3,886 人
更別村	3,157 人	3,151 人	3,177 人	3,158 人	3,129 人
大樹町	5,526 人	5,451 人	5,423 人	5,439 人	5,337 人
広尾町	6,669 人	6,547 人	6,359 人	6,229 人	6,009 人
計	20,790 人	20,552 人	20,330 人	20,143 人	19,744 人

7 幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例

平成17年9月26日条例第74号

改正 平成29年6月28日条例第17号

(設置)

第1条 地域住民の健康の保持と医療福祉の増進を図るため、診療所及び歯科診療所（以下「診療所等」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 診療所等の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 診療所

名称 忠類診療所

位置 幕別町忠類幸町11番地1

(2) 歯科診療所

名称 忠類歯科診療所

位置 幕別町忠類錦町439番地1

(診療)

第3条 診療所等は、次の各号に掲げる診療を行うものとする。

(1) 健康診断及び健康相談

(2) 療養の指導及び相談

(3) 診察

(4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給

(5) 処置、手術その他の治療

(診療日及び診療時間)

第4条 診療日及び診療時間は、町長が定める。

(使用料及び手数料の納付)

第5条 診療所等の利用者は、使用料及び手数料を納付しなければならない。

(使用料及び手数料の額)

第6条 使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた算出方法により算定した額とする。ただし、当該算定方法により難しいものの使用料及び手数料の額は、町長が定める。

2 前項の場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税が課せられることとなるものにあつては、当該額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額を使用料及び手数料の額とする。

(管理の代行)

第7条 町長は、診療所等の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に診療所等の管理を行わせることができる。

(利用料金)

第8条 町長は、適当と認めるときは、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に診療所等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、第6条に規定する使用料及び手数料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て、定めることができる。

(目的の達成)

第9条 指定管理者は、診療所等の設置目的を効果的に達成するため、物品の販売その他必要な事業を行うことができる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(適用除外)

第11条 第5条の規定は、第8条第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる場合は適用しない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

(1) 第3条に規定する業務

(2) 診療所等の施設及び附属設備の維持管理に関する業務

(3) 町長の承認を得て、利用料金を変更し、又は減免すること。

(4) 利用料金の徴収に関する業務

(5) 前4号に掲げるもののほか、診療所等の運営に関し町長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、法令並びに幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第27号。以下「指定管理条例」という。)、指定管理条例第9条の規定に基づき締結する協定、この条例及びこれらの条例に基づく規則に定める規定に従い、診療所等の管理を行わなければならない。

(報告、調査、指示)

第14条 町長は、公の施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して法第244条の2第10項の規定により、当該管理に係る業務又は経理状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月6日から施行する。

附 則 (平成29年6月28日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

8 幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例施行規則

平成29年11月 6 日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例（平成17年条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(診療日)

第2条 条例第4条に規定する診療所及び歯科診療所（以下「診療所」という。）の診療日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、幕別町の休日を定める条例（平成2年条例第37号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。

2 前項の規定に関わらず、町長が必要と認めたときは、診療日を変更することができる。

(診療時間)

第3条 条例第4条に規定する診療所の診療時間は、次の各号に掲げる診療所の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 診療所 午前8時45分から午後4時30分まで

(2) 歯科診療所 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定に関わらず、町長が必要と認めたときは、診療時間を変更することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

9 幕別町忠類診療所及び忠類歯科診療所手数料規則

平成30年4月1日規則第8号

改正

令和6年1月4日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例（平成17年条例第74号）第6条に規定に基づき、忠類診療所及び忠類歯科診療所の手数料の額を定めるものとする。

(手数料)

第2条 忠類診療所及び忠類歯科診療所の文書の発行に係る手数料は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月4日規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

文書発行手数料

(消費税及び地方消費税を含む)

区分	種類	内容	単位	金額
忠類診療所	一般診断	一般診断書	1 通	1,650円
		一般証明書	1 通	1,650円
		死亡診断書	1 通	3,300円
		死亡診断書（2部以降）	1 通	2,200円
		おむつ使用証明書	1 通	1,650円
		医療費領収証明書	1 通	1,650円
		請求領収書の再発行	1 通	55円
	保険会社	通院証明書（診断書）診療内容の記載あり	1 通	5,500円
		通院証明書（診断書）診療内容の記載なし	1 通	1,650円
		死亡診断書（診断書）	1 通	7,700円
		障害診断書	1 通	7,700円
		運動器損傷証明書	1 通	5,500円
		特定損傷治療証明書	1 通	5,500円
	自賠償	自賠償診断書	1 通	5,500円
		自賠償診療報酬明細書	1 通	2,200円
		自賠償後遺障害診断書	1 通	7,700円
		警察に提出する診断書	1 通	1,650円
	特定書式	特定疾患申請 臨床調査個人票	1 通	3,300円
		自立支援医療診断書（精神通院医療）	1 通	5,500円
		身体障害者診断書・意見書	1 通	5,500円
		補装具交付要否意見書	1 通	3,300円
		雇用保険法に係る申請書類	1 通	1,650円
		受診状況等証明書	1 通	3,300円
		日常生活用具給付意見書	1 通	1,650円
	年金関係	年金等受給資格認定関係診断書	1 通	5,500円
		年金現況届	1 通	5,500円
		受給状況証明書	1 通	1,650円
	介護保険	介護施設等入所診断書	1 通	5,500円

		介護施設等への意見書（診療内容の記載なし）	1 通	1,650円
	その他	各種免許申請用診断書	1 通	1,650円
		消防団福祉共済金支払請求書兼領収書	1 通	1,650円
		健康診断書	1 通	3,300円
		資格取得（更新）のための診断書	1 通	1,650円
		各保険会社調査員面談料	1 通	5,500円
		医療等の状況	1 通	無料
		生活保護通院証明	1 通	無料
		自立支援医療診断書（更生医療）、意見書（腎臓機能障害）	1 通	無料
		在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成金請求書兼継続認定申請書	1 通	無料
忠類歯 科診療 所	一般診断	簡易文書・証明書（通院日数等の記載）	1 通	1,000円
		一般診断書（診療内容の記載あり）	1 通	2,000円
	特別診断	特別診断書（事故、保険又は裁判用として使用するもの）	1 通	5,000円

10 幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成 17 年 9 月 26 日条例第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、幕別町（以下「町」という。）が設置する公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請資格
- (3) 申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
- (4) 選定の方法及び基準
- (5) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (6) その他町長等が定める事項

(指定の申請)

第 3 条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長等に提出しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他町長等が定める書類

(選定方法及び選定基準)

第 4 条 町長等は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 前条第 2 号の事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 前条第 2 号の事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 前条第 3 号の収支計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第 5 条 町長等は、公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、第 2 条の規定による公募によらず、町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、出資団体等にあらかじめ第 3 条各号に掲げる書類の提出を求め、第 4 条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(選定結果の通知)

第6条 町長等は、第4条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

(再度の選定)

第7条 町長等は、前条の規定による通知をした後に、第4条又は第5条の規定により選定した団体(以下「被選定者」という。)を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、第4条の規定により団体を選定したときは、申請者(当該被選定者を除く。)の中から再度同条の規定により指定管理者として指定すべき団体を選定し、第5条の規定により団体を選定したときは、再度同条の規定により指定管理者として指定すべき団体を選定することができる。

(指定管理者の指定)

第8条 町長等は、第4条、第5条又は第7条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第9条 前条第1項の規定により指定された指定管理者は、町長等と次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 町が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理に係る業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) その他町長等が定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第12条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の実施状況及び当該施設の利用状況に関する事項
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項

(業務報告の聴取等)

第11条 町長等は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第12条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長等はその賠償の責めを負わない。

3 第8条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務等)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速や

かに、その管理しなくなった施設及び施設の設備等を原状に回復しなければならない。ただし、町長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 14 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の取扱い)

第 15 条 指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第 9 条に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 2 月 6 日から施行する。

1 1 幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成18年 1 月 16日規則第32号

改正

平成19年 4 月 1 日規則第 1 号

平成28年 3 月 31日規則第18号

平成30年 6 月 29日規則第20号

令和 2 年 4 月 1 日規則第21号

令和 3 年 7 月 8 日規則第10号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 条例第 2 条の規定による指定管理者の公募は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 役場の庁舎若しくは支所若しくは出張所又は公募の対象となる幕別町（以下「町」という。）が設置した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第 1 項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）における資料の配布
- (2) 町広報紙に掲載する方法
- (3) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）が適当と認める方法

2 条例第 2 条第 6 号の町長等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (2) 法第244条の 2 第 8 項に規定する利用料金に関する事項（同項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合に限る。第15条第 7 号において同じ。）
- (3) 条例第 3 条各号に掲げる書類の具体的内容
- (4) その他町長等が必要と認める事項

(申請資格)

第 3 条 条例第 3 条の規定により申請することができるものは、法人その他の団体（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 当該団体の役員（法人以外の団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- (3) 当該団体の責めに帰すべき事由により町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 4 年を経過しない団体
- (4) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の 2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者がある法人
- (6) 国税及び地方税を滞納しているもの

2 前項に掲げるもののほか、申請資格に関して必要な事項は、町長等が別に定める。

(申請書等)

第 4 条 条例第 3 条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 3 条第 1 号に規定する申請資格を有していることを証する書類は、申請資格に係る申立書（様式第 2 号）とする。

- 3 条例第3条第4号に規定する経営状況を説明する書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 当該団体の前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
 - (2) 当該団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
- 4 条例第3条第5号の町長等が定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
 - (2) 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書
 - (3) 法人以外の団体の場合は、団体の代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿
 - (4) 国税及び地方税について未納がないことの証明書
 - (5) その他町長等が必要と認める書類
- (審査)
- 第5条** 町長等は、条例第4条の規定による審査を行うに当たっては、公の施設ごとに同条各号に掲げる基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。
- (選定委員会)
- 第6条** 町長等は、条例第4条及び第5条に規定する指定管理者の候補者の選定にあたっては、幕別町附属機関設置条例（令和2年条例第11号）第2条に規定する幕別町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を聴くものとする。
- (選定委員会の構成)
- 第7条** 委員は、次の各号に掲げる者（公の施設の指定管理に応募した団体の代表者又は役員である者を除く。）をもって構成する。この場合において、第3号に掲げる者については、3人以上とする。
- (1) 副町長
 - (2) 部長、室長、支所長又は議会事務局長の職にある者のうち、町長等が指名するもの
 - (3) 識見を有する者又は指定管理を行おうとする公の施設の利用者
- (委員長)
- 第8条** 委員長は、副町長をもって充てる。ただし、副町長が委員にならない場合は、委員の中から町長等が指名する者をもって充てるものとする。
- (会議)
- 第9条** 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 選定委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
 - 4 選定委員会の会議は、非公開とする。
- (報告)
- 第10条** 委員長は、前条第3項の規定による会議の結果を速やかに、町長等に報告するものとする。
- (関係職員の出席等)
- 第11条** 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- (庶務)
- 第12条** 選定委員会の庶務は、企画総務部総務課契約管財係において処理する。
- (選定結果の通知)
- 第13条** 条例第6条の規定による選定結果の通知は、公の施設に係る指定管理者候補者選定結果通知書（様式第3号）により行うものとする。
- (指定の通知)
- 第14条** 条例第8条第1項の規定による指定管理者の指定の通知は、公の施設に係る指定管理者指定通知書（様式第4号）により行うものとする。
- (協定の締結)
- 第15条** 条例第9条第4号の町長等が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 再委託の禁止等に関する事項
- (3) 関係法令等の遵守に関する事項
- (4) 事故発生時の報告等に関する事項
- (5) 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項
- (6) 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 幕別町行政手続条例(平成9年条例第28号)第13条の規定により指定管理者が行う意見陳述のための手続に関する事項
- (9) その他町長等が必要と認める事項
(変更事項の届出)

第16条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、指定管理者変更届(様式第5号)により、遅滞なく、町長等に届け出なければならない。
(事業報告書)

第17条 条例第10条に規定する事業報告書は、指定管理者事業報告書(様式第6号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成18年2月6日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日規則第20号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日規則第21号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月8日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

1 2 幕別町情報公開条例

平成11年12月21日条例第31号

改正

平成12年9月29日条例第60号

平成17年9月26日条例第39号

平成27年9月9日条例第26号

平成28年3月18日条例第15号

令和4年3月24日条例第12号

令和4年12月16日条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、町民の知る権利を保障し、町民の参加による開かれた町政を一層推進し、町政の諸活動について説明する責任を果たすことにより町民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関

町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関が組織的に用いるものとして管理しているものをいう。ただし、既に公表されたものは除く。

(3) 事業者

事業を営む法人その他の団体（国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の公開その他の事務を迅速に処理する等この条例に定める情報公開制度の利用者の利便に配慮をしなければならない。

3 実施機関は、この条例に定める情報公開制度の的確な運用を図るよう、公文書の管理を適切に行うとともに、公文書の検索体制の確立に努めなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(制度の周知)

第5条 実施機関は、この条例に定める情報公開制度が適正かつ有効に活用されるよう、この条例の目的、内容等について広く周知を図るよう努めるものとする。

(制度の改善)

第6条 町長は、広く町民の意見を聴いて、この条例に定める情報公開制度を円滑に運用するよう努めるとともに、必要に応じその改善に取り組むよう努めるものとする。

(制度の実施状況の公表)

第7条 町長は、毎年、各実施機関におけるこの条例に定める情報公開制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(公文書の公開を請求する権利)

第8条 何人も、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第9条 公文書の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、既にこの条例に基づく公開請求により公開されている情報については、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 請求にかかる公文書の内容
- (3) 公文書が第12条第3項の規定に該当するものとして公開請求をしようとする場合にあっては、同条同項に該当する旨及びその理由
- (4) その他実施機関の定める事項
(公開請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、その請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨を決定し、公文書の公開を請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、公文書を公開する旨の決定をしたときにあっては公開の日時及び場所を、公文書を公開しない旨の決定（公文書の一部を公開しないこと及び第12条の2に規定する公開請求の拒否を含む。）をしたときにあってはその理由を前項の書面に付記しなければならない。この場合において、当該公文書の全部又は一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときはその旨を付記しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項の期間内に決定することができないときは、当該決定を行うべき期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延期の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者（国等及び請求者以外の者をいう。以下同じ。）に関する情報が記載されているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

(公開請求に係る公文書が不存在の場合の手続)

第11条 実施機関は、公文書が存在しないときは、第9条の規定による請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、次の各号のいずれかの措置を執らなければならない。

- (1) 公文書が不存在であることを理由として公開しない旨の決定をすること。
- (2) 当該公開請求に関する公文書を新たに作成し、又は取得して、当該公文書を請求者に対して公開する旨の決定をすること。
- 2 実施機関は、前項第2号の決定をしたときは、公開の時期についての見通しその他規則で定める事項を書面により請求者に通知しなければならない。
- 3 前条第1項及び第2項の規定は第1項第1号の場合に、同条第3項の規定は第1項第2号の場合にこれを準用する。

(非公開とすることができる公文書)

第12条 実施機関は、次の各号の一に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている公文書（以下「非公開文書」という。）については、当該公文書を非公開とすることができる。

(1) 個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報。ただし、次に掲げる情報は除く。

ア 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

エ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行にかかる情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務の遂行の内容にかかる部分のもの

(2) 事業活動情報

事業者の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事業者に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危険性から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動から生じ、又は生じるおそれのある危険性から町民生活を保護するために公開することが必要と認められる情報

(3) 意思形成過程情報

町の内部又は町と国等その他公共的団体との間における検討、協議、調査研究等の意思形成過程における情報であつて、公開することにより町の意思決定に著しい支障が生じるおそれがあるもの

(4) 行政運営情報

実施機関が行う事務又は事業の運営に関する情報であつて、公開することにより当該事務若しくは事業の公正又は円滑な執行に著しい障害が生じるおそれがあるもの

(5) 国等関係情報

町と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの

(6) 公共安全維持情報

公開することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

(7) 法令秘情報

法令等により明らかに公開することができないとされている情報

(8) 法定受託事務情報

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 2 条第 9 項に規定する法定受託事務のうち、公開してはならないとされている情報

2 実施機関は、公開請求にかかる公文書に、非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを合理的かつ容易に区分することができるときは、前項の規定にかかわらず、非公開情報に該当する部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、当該情報を公開することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、法令に違反しない限りにおいて当該公文書を公開するものとする。

（公文書の存否に関する情報）

第 12 条の 2 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を受け入れないことができる。

（公開の実施及び方法）

第 13 条 第 8 条から第 12 条までの規定による公文書の公開は、実施機関が第 10 条第 1 項の通知の際に指定した日時及び場所において、当該公文書が記録されたものの種類、性質及び状態に応じて閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行うものとする。

2 実施機関は、前項の公文書を公開する場合において、請求者が指定した公開の形態に容易に変換し得る場合は、請求者の指定どおりの形態で公開するものとする。

（費用の負担）

第 14 条 前条の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、別表に定める費用を負担しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める時は、写しの作成に要する費用の全部又は一部を減免することができる。

(審理員による審理手続きに関する規定の適用除外)

第 15 条 第 10 条第 1 項の規定による決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第 16 条 第 10 条第 1 項の規定による決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決すべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、幕別町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第 17 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第 18 条 削除

(他の制度との調整)

第 19 条 この条例は、他の法令等の規定により公文書の閲覧、若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手續が別に定められている場合については適用しない。

2 この条例は、幕別町図書館その他の町の施設において、一般の利用に供することを目的として収集、整理又は保存している図書、図画その他の公文書の閲覧又は写しの交付については適用しない。

(情報公開の総合的な推進)

第 20 条 実施機関は、この条例に定める情報の公開のほか、情報提供の総合的推進に努めるものとする。

(情報提供施策の充実)

第 21 条 実施機関は、町民が町政に関する情報（政策形成過程にあるものを含む。）を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、高度な情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により、情報提供施策の充実に努めるものとする。

(会議の公開)

第 22 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

(出資法人等の情報公開)

第 23 条 町が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であって、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、経営状況を説明する文書等その保有する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等が保有する文書であって、実施機関が管理していないものについて、その閲覧又はその写しの交付の申出があったときは、出資法人等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前項の規定により実施機関が出資法人等に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧又はその写しの交付の手續、費用の負担その他必要な事項は、第 2 条及び第 8 条から第 14 条までの規定を準用する。

(指定管理者の情報公開)

第 24 条 指定管理者（法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

- 3 前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の公開及び提出に関し必要な事項に関しては、実施機関が定める。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、次に掲げる公文書で、公開のための整理が終ったものとして実施機関が指定したものについて適用する。

(1) 平成12年4月1日以降に作成し、又は取得した公文書

(2) 前号の規定にかかわらず、施行日前に作成され、又は取得された公文書で、保存期間が永年の定めのあるもの

(忠類村の編入に伴う経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例は、編入前の忠類村において作成され、又は取得された公文書(保存期間が永年の定めのあるものを除く。)については、適用しない。

附 則 (平成12年9月29日条例第60号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月29日条例第39号)

この条例は、平成18年2月6日から施行する。

附 則 (平成27年9月9日条例第26号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(幕別町情報公開条例の一部改正に伴う適用区分)

- 3 第3条の規定による改正後の幕別町情報公開条例第15条から第18条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた幕別町情報公開条例第10条第1項の規定による決定に係る審査請求について適用し、施行日前にされた決定に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月24日条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の幕別町行政不服審査条例第4条、幕別町情報公開条例第14条、幕別町個人情報保護条例第20条及び幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和4年12月16日条例第38号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(幕別町情報公開条例の改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の幕別町情報公開条例(以下「旧条例」という。)第18条の規定により設置された幕別町情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第3条第2項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

- 2 施行日前に旧審査会にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第 18 条第 7 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行日以降も、なお従前の例による。

別表（第 14 条関係）

写しの作成及び送付の費用

1 作成に要する費用	(1) 町が管理する複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合	1 件 310 円に、1 枚増すごとに 10 円を加えた額
	(2) 町が管理するカラー複写機（当該複写機により複写できる大きさのものに限る。）による場合	1 件 330 円に、1 枚増すごとに 30 円を加えた額
	(3) 外部の業者に発注しなければ複写できないもの	当該複写に要した額
	(4) 光ディスク（直径 120mm の再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの	1 件 300 円に、700 メガバイトまでごとに 100 円を加えた額

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として費用の額を算定する。

2 送付に要する費用	(1) 当該送付に要する額
------------	---------------

1 3 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 抜粋

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

1 4 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） 抜粋

（安全管理措置）

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

○公募要項等に関する質問書（様式 1）

○指定管理者指定申請書（様式第 1 号（第 4 条関係））

○申請資格に係る申立書（様式第 2 号（第 4 条関係））

○事業計画（様式 4 -1）（様式 4 -2）（様式 4 -3）（様式 4 -4）（様式 4 -5）（様式 4 -6）

○指定期間中の忠類診療所の収支計画書（様式 5）

※申請書類については、町議会に提出する場合があります。

様式 1

公 募 要 項 等 に 関 す る 質 問 書

年 月 日

所在地
名 称
代表者氏名
 担当者名 :
 電 話 :
 F A X :
 電子メール :



質問項目	質 問 内 容

※公募要項のページ数を付記してください。

様式第 1 号（第 4 条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

幕別町長 あて

所在地
名 称
代表者氏名

㊞

幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 公の施設の名称
忠類診療所
- 2 公の施設の所在地
幕別町忠類忠類幸町11番地の1

添付書類

- 1 事業計画書（様式4-1、様式4-2、様式4-3、様式4-4、様式4-5、様式4-6）
- 2 収支計画書（様式5）

様式第2号（第4条関係）

申請資格に係る申立書

年 月 日

幕別町長 あて

所在地
名 称
代表者氏名

㊞

忠類診療所の指定の申請に際し、下記のとおり申し立てます。

記

- 1 次の事項のいずれにも該当しません。
 - (1) 当該団体の役員（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員等
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により幕別町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (3) 当該団体の責めに帰すべき事由により町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
 - (4) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
 - (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者がある法人
 - (6) 国税及び地方税を滞納している者
 - (7) 暴力団
 - (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体
- 2 国税及び地方税の納税義務がありません。
（理由）

事業計画書

1 管理運営の基本方針について

(1) 管理運営の基本的な考え方

(2) 職員の配置

① 医師の配置

② その他スタッフの配置

2 要望把握及び苦情解決について

（１）利用者の要望把握の方策と反映策

（２）苦情解決の仕組みづくり

応募者名：

3 利用促進に向けた取組について

(1) 診療時間及び休診日

(2) その他診療科目の実施

4 地域の状況を踏まえた取組について

(1) 検診（健診）の実施

(2) 予防接種の実施

(3) その他地域の状況を踏まえた取組

5 事故防止に関する安全対策、防災・防犯に関する危機管理体制について

（１）事故防止に関する安全対策

（２）防災・防犯に関する危機管理体制

6 個人情報の保護対策、情報公開の取組について

（１）個人情報の保護対策

（２）情報公開の取組

応募者名：

指定期間中の忠類診療所の収支計画書

【記載要領】 区分の内訳は、応募者の判断で内訳項目を設定すること。各内訳項目の積算根拠については、関係資料を添付すること。忠類診療所業務に係る収支に限ること。消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で記載すること。

(収入)

(千円)

区 分		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
医業収益						
内 訳						
医業外収益						
内 訳	指定管理料					
事業収益合計						

(支出)

(千円)

区 分		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
医業費用						
内 訳						
医業外費用						
内 訳						
事業費用合計						

※診療行為を伴わない医師等の役員報酬は含めません。